

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案(第3部会検討シート)【第14回会議】

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案	素案に対する修正案	第3部会としての考え方
<p>第5章 議会・行政</p> <p>(公益通報)</p> <p>第17条 市職員は、行政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為または事実を通報しなければなりません。</p>	<p>公益通報については、犯罪行為の告発義務について「刑事訴訟法」で、また、通報者の保護について「越谷市職員の公益通報に関する要綱」で規定されている。公益通報の趣旨を踏まえて、見出しや文言を再検討することを提案する。(政策会議提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報については、修正案にあるとおり既に要綱に定めているが、あえて規定することに意味がある。また、通報者の身分を保障することで行政の透明性を確保する制度の趣旨から更に踏み込んで義務規定とすることが望ましいと考える。</li> <li>・見出しや条文の表現については、再検討可。</li> </ul>
<p>(行政運営の原則)</p> <p>第18条 行政は、公正で公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を推進します。</p> <p>2 行政は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。</p> <p>3 行政は、市政情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。</p> <p>4 行政は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続等を市民に分かりやすく説明します。</p> <p>5 行政は、市の課題や市民の要望に対応するため、自らの責任において法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。</p> <p>6 行政は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます</p>	<p>第18条 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を推進します。</p> <p>2 市長等は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。</p> <p>3 市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。</p> <p>4 市長等は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続等を市民に分かりやすく説明します。</p> <p>5 市長等は、市政の課題等に対応するため、法令等をその範囲内で自ら弾力的に解釈運用するよう努めます。</p> <p>6 市長等は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。</p> <p>(政策会議提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条の用語の定義に係る「市」の定義については、用語の置き換えであり、特にこだわらない。(修正案のとおりでも可)</li> <li>・第5項の「法令の自主解釈」について、「市民の要望」という表現が不適切という指摘については、提案のとおり修正する。また、「自らの責任において法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。」の箇所については、行政の許可等をはじめとする法令等の解釈の基準には自治体ごとに幅があり、その責任ある解釈と説明責任をしっかりと記述する必要があると考える。</li> </ul> <p>【修正案】</p> <p>5 市長等は、市政の課題等に対応するため、自らの責任において法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。</p>
<p>(財政運営)</p> <p>第19条 行政は、必要に応じて国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるとともに、市有財産の活用等を図ることにより、財政基盤の強化に努めます。</p> <p>2 行政は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。</p> <p>3 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。</p>	<p>第19条 市は、自主財源の確保に努めるとともに、必要に応じて国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるなど財政基盤の強化に努めます。</p> <p>2 市長等は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。</p> <p>3 市長等は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。</p> <p>(政策会議提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項について、主語を議会も含めた「市」とすることについては、提案のとおり修正する。また、市有財産の活用があまり有効でないことも理解出来る。なお、「自主財源の確保」という語句については、法定外税を想像させる危険もあり慎重な検討が必要だと考える。</li> </ul>
<p>(組織)</p> <p>第20条 行政は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。</p> <p>2 行政は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢</p>	<p>第20条 市長等は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。</p> <p>2 市長等は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条の用語の定義に係る「市」の定義については、用語の置き換えであり、特にこだわらない。(修正案のとおりでも可)</li> </ul>

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案	素案に対する修正案	第3部会としての考え方
<p>の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。</p>	<p>勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。 (政策会議提案)</p>	
<p>(危機管理) 第21条 行政は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全性の確保に努めなければなりません。 2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。</p>	<p>第21条 <u>市長等</u>は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の<u>安全確保に努めます。</u> (政策会議提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「努めなければならない」という部分について、義務規定か努力規定か検討した結果、修正案のとおり努力規定として修正する。</li> <li>・「市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等」について、その範囲(等の取り扱い)をどこまでとするかを検討し、災害に限らず、国民保護の分野(武力攻撃)等を含めた幅広い範囲を含めたものとして解説に記述することを確認した。</li> </ul>
<p>第7章 条例の実効性の確保</p>		
<p>(推進会議の設置等) 第28条 本市における自治の推進を図るため、市長の附属機関として、自治基本条例推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、本市における自治の推進に関し必要な事項について調査および審議します。 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができます。 4 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>推進会議と既存の審議会等の附属機関(行政経営審議会等)との役割や権限を整理し、(推進会議の役割を、この条例の改正についての審議に限定させるなど)条文の文言を再検討することを提案する。 (政策会議提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例をつくっただけの条例とせず、実行性を確保するための項目であり削除することは出来ない。</li> <li>・既存の審議会等の附属機関(行政経営審議会等)との役割や権限を整理する必要があるという指摘については、理解出来る。「自治の推進」という語句が幅の広い解釈が可能のため、条例の進行管理と役割を明確にし、「この条例が適切に運用されているかを」という表現に置き換えて修正する。</li> <li>・推進会議の役割や権限、構成について解説にしっかりと記述し、推進会議が常に条例の進捗状況について確認できるようにすべきと考える。(審議会が、定期的開催される担保としての解説を記入する必要がある。)</li> <li>・条例の普及についても検討する必要があると考える。</li> </ul>
<p>(条例の改正手続き) 第29条 市長は、この条例の改正にあたっては、推進会議の意見を尊重します。</p>	<p>前条(第28条)の再検討の内容と合わせた検討が必要。 (政策会議提案)</p>	<p>【修正案】 (推進会議の設置等) 第28条 この条例が、<u>適切に運用されているかを調査および審議するため、市長の附属機関として、自治基本条例推進会議(以下「推進会議」といいます。)</u>を設置します。 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、<u>この条例の適切な運用</u>に関し必要な事項について調査および審議します。 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、<u>この条例の適切な運用</u>に関する重要事項について、市長に意見を述べることができます。 4 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p>